

Q & A 「帰結」の法的拘束力について

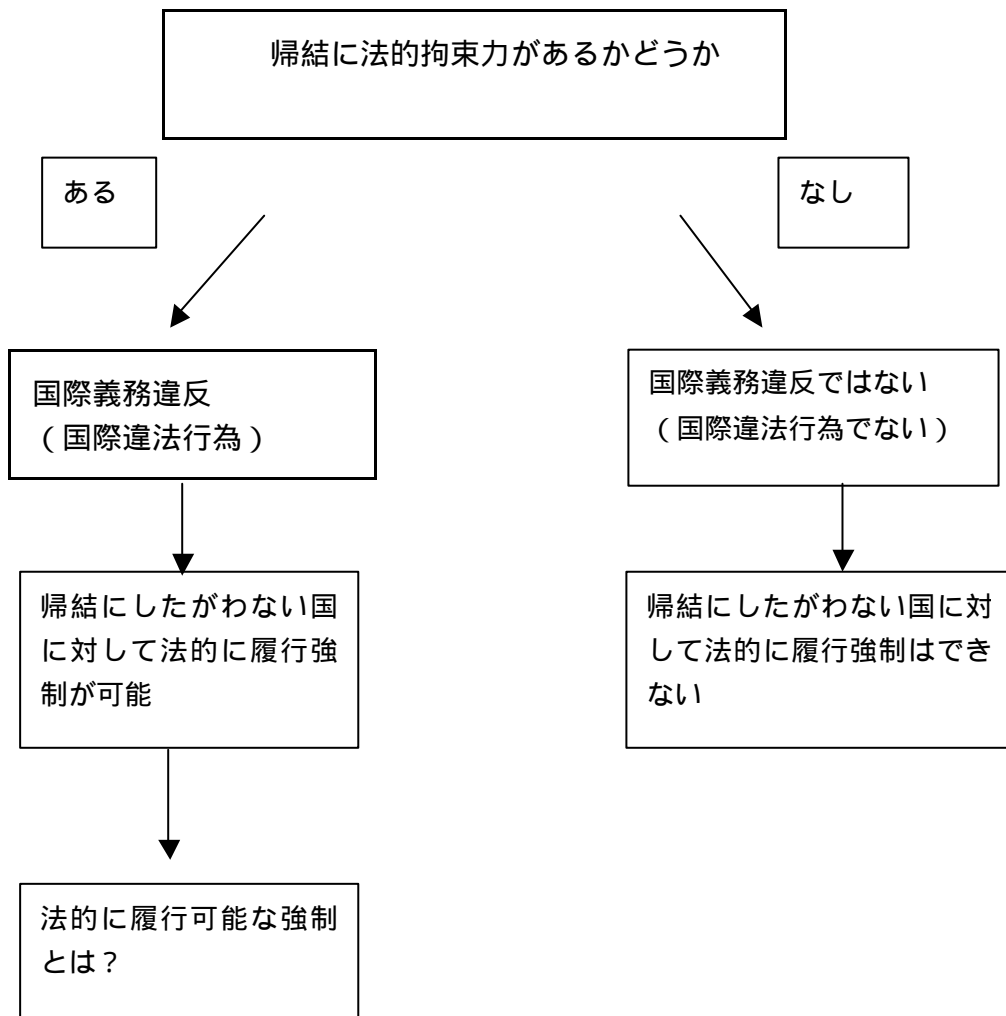
2001年11月1日

地球環境と大気汚染を考える全国市民会議（CASA）

1 「帰結」に法的拘束力があるかないとはどのような違いがあるのか？

遵守手続のもとで履行強制部が不遵守の国に対して決定する対応（「帰結」）に法的拘束力を与えるかどうかで遵守手続をめぐる交渉で問題となってきた。

それでは、遵守手続のもとでの帰結に法的拘束力があるかないとはどのような違いがあるのか（ここで法的拘束力が問題となっているのは、遵守委員会が不遵守に対して与える「帰結」であって、京都議定書の法的拘束力ではない）。



「帰結」に法的拘束力がある場合、遵守委員会が決定した帰結に不遵守の国がしたがわないならば（例えば、遵守行動計画の作成が決定されたが、その作成を行わないような場合）、遵守委員会が決定した帰結にしたがわないことそのものが国際義務違反となる。そして、履行するように法的強制を受けることとなりうる。

* 法的に履行強制可能とは？

義務違反について、義務違反国が義務をきちんと履行するように何らかの措置をとることができる権利が他の国に与えられる（言い換えると、義務違反国は、他の国から義務を守らないことを理由に何らかの制裁を受ける可能性がある）。

2. 遵守手続のもとで遵守委員会が不遵守の国に対してとる「帰結」に法的拘束力がなくなったら、議定書は法的拘束力がなくなるのか？

京都議定書そのものが、法的拘束力ある削減義務を定める法的文書である。このことは、遵守手続のもとで与えられる帰結に法的拘束力があるとなかろうと変わらない。それゆえ、もし、3条1項の削減義務を遵守することができなかつたら、それだけで、国際義務違反となる。

3. 議定書に拘束力があるのだから、遵守手続のもとでとられる「帰結」に法的拘束力は必要ないのでは？

京都議定書に限らず、環境条約の中に「遵守手続」が設けられるようになった主な理由は、環境条約上の義務違反について、伝統的な国家責任制度のもとで履行を確保するのが難しいことが多く、実際、これまでも多数国間環境条約の義務違反について、個別の締約国が他の締約国の義務違反を問題としにくい傾向にあるからである。そのため、遵守制度がなければ、環境条約の義務の履行確保がしにくいことから、遵守手続の設置は不可欠である。その遵守手続も、義務に違反すればそれに対して法的な履行強制の可能性が予定されているほうが、まじめに義務を履行しようとするインセンティブが高まり、義務を違反しないようにしようとする抑止の効果が高くなる。「法的拘束力ある帰結」であれば、義務違反という強い社会的非難をうけるが、「法的拘束力のない帰結」であれば、義務を履行しようとするインセンティブはまったく異なることになる。

4. 「帰結」に法的拘束力がないということになったら、ボン合意で決めた「帰結」(**) は意味がなくなってしまうのか？

ボン合意で決まった「帰結」は、それに法的拘束力があってもなくても、遵守手続のもとで不遵守国に対する対応としてとられる。また、特に、ボン合意で決まった次期約束期間からの超過排出分の差し引きや排出量取引で移転する資格の停止は、「帰結」に法的拘束力がなくても、事実上効果的に機能しうる。

不遵守国が対応にしたがえば法的拘束力があってもなくても同じである。しかし、不遵守国が対応にしたがわない場合、法的拘束力がないならば、それ以上その国が義務を遵守するように法的に対応する方法がなくなる。

京都議定書が地球温暖化防止のためにより有効に機能するためには、「帰結」が法的拘束力を有するほうが明らかに望ましい。

** 不遵守量の 1.3 倍の次期約束期間での削減、遵守行動計画の策定、排出量取引でのクレジットを売る資格の喪失。